

災害等によって被害を受けた農業者が利用できる既存制度資金等について

結論

今夏の高温・渇水の影響により、農畜産物等の農作物の被害が発生しており、今後の経営への影響が懸念されることが予想されます。

そこで、借入れの目的に応じて既存の制度資金等を活用してください。

目次

1 災害等によって被害を受けた農業者が利用できる既存制度資金一覧	(ページ)
(1) 主要資金の概要	1～2
(2) 使途別早見表	3
2 参考資料（パンフレット等）	
(1) 制度資金	4～10
① 農林漁業セーフティネット資金	(4)
② 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	(5)
③ 経営体育成強化資金	(6)
④ 農業近代化資金	(7)
⑤ 農林水産業振興基金（8号資金）	(8～9)
⑥ 農業経営改善促進基金（スーパーS資金）	(10)
(2) 制度資金以外の資金	11
① アグリマイティ資金	
② 担い手支援資金（アグリV）	
③ 農機具ローン	
④ サポートA	
⑤ 令和5年度猛暑影響緊急特別融資	

*貸付利率、限度額は令和5年9月19日現在のものになります。

1 災害等によって被害を受けた農業者が利用できる既存制度資金一覧

(1) 主要資金の概要

ア 制度資金

	資金名	対象者	資金用途	貸付利率 (%)	限度額	償還期間 (据置期間)
日本 政策 金融 公庫	農林漁業セーフティ ネット資金	一定の要件 を満たす 農林漁業者	災害等を受けた農林漁業者の 経営の安定を図るのに必要な 資金	0.45～0.85	600万円又は 年間経営費等の 6/12	15年 (3年)
	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	認定農業者	農地・牧野・農業用施設・農機 具等の取得、長期運転資金	0.45～1.00	個人 3億円 法人 10億円	25年 (10年)
	経営体育成強化資金	主業農業者	農地・牧野・農業用施設・農機 具等の取得、長期運転資金	1.00	個人 1.5億円 法人 5億円	25年 (3年)
JA 等	農業近代化資金	認定農業者	農業用施設・農機具等の復旧 ・取得、長期運転資金	0.45～0.85	個人 1,800万円 法人 2億円	7～20年 (2～7年)
		主業農業者等		1.00		7～20年 (2～7年)
	農林水産振興資金 (8号資金)	主要農業者等	高温・渇水による被害を受けた農業 者の経営継続に必要な運転資金	0.35	600万円	7年以内
	農業経営改善促進基金 (スーパーS資金)	認定農業者	種苗代、肥料代、飼料代、粗畜 の購入費、機械の修繕費、地代、 生産技術の研修費、市場開拓費	1.50	個人 500万円 法人 2,000万円	1年以内

イ 制度資金以外（JA融資及び民間金融機関の緊急融資）

	資金名	対象者	資金用途	貸付利率 (%)	限度額	償還期間 (据置期間)
JA	アグリマイティ資金	主業農業者	設備資金・運転資金 (農業生産、農産物の流通・加工・販売、 地域の活性化・振興、再生可能エネルギーの 利用の取組を支援するための発電・蓄電設備 取得資金)	JA 所定の 金利(各 JA によって異 なる)	必要資金の 100%の範囲内	長期資金:10年 (対象事業に応じて25年)
	担い手支援資金 (アグリV)	JA が担い 手として認定 した組合員	農畜産物の生産・加工・流通・販売など 農業経営に必要な設備資金および中・ 長期運転資金 農地取得、賃借料の支払い		2,000 万円	20 年
	農機具ローン	個人	農機具の購入		1,800 万円	10年
	サポート A	主業農業者	短期運転資金(種苗代、肥料代、飼料 代、粗畜 の購入費、機械の修繕費、地代、 生産技術の研修費、市場開拓費)		個人 1,000 万円 法人 3,000 万円	1年
第四 北越	令和5年度猛暑影響 緊急特別融資	法人・ 個人事業主	運転資金・設備資金	1.175 ~1.700	1 億円	10 年 (1年)

(2) 対象者・使途別早見表

	資金名	利率 (※) 年利 %	償還期間 (据置)	対象者・使途													
				個人						法人							
				災害時の資金繰り	肥料資材等の購入		農地の造成・改良	施設整備・復旧	農機具購入・復旧	償還円滑化	災害時の資金繰り	肥料資材等の購入		農地の造成・改良	施設整備・復旧	農機具購入・復旧	償還円滑化
短期運転資金	長期運転資金	短期運転資金	長期運転資金														
日本政策金融公庫	農林漁業セーフテネット資金	0.45 ～ 0.85	15 (3)	●		●						●	●				
	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	一般 0.45 ～ 1.00	一般 25 (10)			●	●	●	●	▲			●	●	●	●	▲
	経営体育成強化資金	1.00	25 (3)			●	●	●	●	●			●	●	●	●	●
JA等	農業近代化資金	0.45 ～ 1.00	7～20 (2～7)			▲	●	●	●				▲	●	●	●	
	農林水産業振興基金 (8号資金)	0.35	7	●	●	●					●	●	●				
	農業経営改善促進基金 (スーパーS資金)	1.50	1	●	●				▲		●	●				▲	
	アグリマイティ資金	JA 毎 所定	原則 10			●		●	●				●		●	●	
	担い手支援資金 (アグリV)	JA 毎 所定	20			●		▲	▲				●		▲	▲	
	農機具ローン	JA 毎 所定	10						▲								
サポートA	JA 毎 所定	1		●				▲			●				▲		
第四北越銀行	令和5年度猛暑影響 緊急特別融資	1.175 ～ 1.7	10 (1)	●		●		●	●		●		●		●	●	

●印が利用できます。(▲は各資金の要件があります。)

※利率は令和5年9月19日時点です。最新の利率は借り入れの際に融資機関にご確認ください。

2 参考資料（パンフレット等）

（1）制度資金

① 農林漁業セーフティネット資金

ご利用いただける方	1 認定農業者	農業経営改善計画の認定を受けた個人・法人
	2 認定新規就農者	青年等就農計画の認定を受けた個人・法人
	3 林業経営改善計画の認定を受けている方	
	4 漁業経営改善計画認定漁業者	
	5 主業農林漁業者	(個人) 農林漁業所得が総所得の過半を占める、または農林漁業粗収益が200万円以上の個人
		(法人) 農林漁業売上高が総売上高の過半を占める、または農林漁業売上高が1,000万円以上の法人
6 その他	農林漁業経営開始後3年以内の者・集落営農組織等	
ご利用いただける要件	「ご利用いただける方」が、以下のいずれかの状況に置かれている場合にご利用いただけます。	
	災害	災害（台風、冷害、干ばつ、土砂崩壊、地震、雪害等）の被害を受けた。
	行政指導	BSEや鳥インフルエンザ等の発生に伴う家畜の殺処分や、畜産物の移動制限を受けた。 森林病虫害等による行政指導を受けた。
	社会的又は経済的環境の変化による経営状況の悪化	<ol style="list-style-type: none"> 1. 最近の決算期における粗収益が前期に比し10%以上減少していること。 2. 最近の決算期における所得率又は純利益額が前期に比し悪化していること。 3. 最近の決算期における所得の赤字幅が前期に比し縮小したものの、依然として赤字が生じていること。 4. 前期の決算期において所得で赤字が生じており、最近の決算期において所得が黒字化したものの、2期合計で赤字であること。 5. 前期の決算期において所得で赤字が生じており、最近の決算期において所得が黒字化したものの、債務償還可能年数（長期負債÷（純利益額+減価償却費））が20年以上であること。 6. 先掛金等債権の回収条件、買掛金等債務の支払条件その他の取引条件の悪化が生じていること。 7. 一時的な農産物価格の低下や資材価格の高騰等社会的な要因により経営に著しい支障を来している（ただし農業経営に著しい影響を及ぼすとして農林水産省が指定した事象に限る）。 8. 感染症により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。 9. 取引先金融機関の業務停止命令や、貸し渋り等の影響を受け、資金調達に支障を来している。 10. 取引先の倒産により、農産物の販売や資材の仕入れ等に支障を来している。
ご融資条件	ご返済期間	15年以内（うち据置期間3年以内）
	融資限度額	一般：600万円 特認：年間経営費等の6/12以内（簿記記帳を行っており、特に必要と認められる場合）
	利率（年）	こちらをご覧ください。
	担保・保証人	ご相談のうえ決めさせていただきます。
ご留意いただきたい事項	審査の結果により、ご希望に沿えない場合がございます。上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店（農林水産事業）までお問合せください。	

【引用元】 <https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/keieitai.html>

② 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

日本政策金融公庫農林水産事業では、農業経営改善計画の認定を受けられた方の自主性と創意工夫を活かした経営改善を、資金面で応援する総合的な資金「スーパーL資金」をお取り扱いしています。

スーパーL資金の概要

ご利用いただける方	認定農業者（農業経営改善計画の認定を受けた個人・法人） ※なお、個人の場合、簿記記帳を行っていること、または今後簿記記帳を行うことが条件となります。	
資金のお使いみち	農業経営改善計画の達成に必要な次の資金 ただし、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限ります。	
	農地等	取得のほか、改良・造成も対象となります。
	施設・機械	農産物の処理加工施設、店舗などの流通販売施設も対象となります。
	果樹・家畜等	購入費、新植・改植費用のほか、育成費も対象となります。
	その他の経営費	規模拡大や設備投資などに伴って必要となる原材料費、人件費などが対象となります。
	経営の安定化	負債の整理（制度資金は除く）などが対象となります。
	法人への出資金	個人が法人に参加するために必要な出資金等の支払いが対象となります。
ご融資条件	ご返済期間	25年以内（うち据置期間10年以内）
	融資限度額	【個人】3億円（特認6億円） 【法人】10億円（特認20億円[一定の場合30億円]） ※1 このうち経営の安定化のための資金のご融資限度額は個人6,000万円（特認1億2,000万円）、法人2億円（特認6億円）です。 ※2 法人の場合、特認のご利用に際しては、民間金融機関からの資金調達などの要件があります。詳しくは、日本公庫までお問合せください。
	利率（年）	こちらをご覧ください
	担保・保証人	ご相談のうえ決めさせていただきます。
ご留意いただきたい事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 実質無利子化のための金利負担軽減措置は、毎年度国の予算の範囲内で実施されるものであるため取扱額に限りがあり、資金のお使いみちやご融資の実行の時期によっては、ご希望に沿えない場合がございます。 2. 審査の結果により、ご希望に沿えない場合がございます。 3. 上記以外にも資金をご利用いただくための要件などがございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店（農林水産事業）までお問合せください。 	

【引用元】 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/a_30.html

③ 経営体育成強化資金

日本政策金融公庫 農林水産事業では、意欲と能力をもって農業を営む方に対して前向き投資や償還負担の軽減に必要な「経営体育成強化資金」をお取り扱いしています。

ご利用いただける方	1 主業農業者	(個人) 農業所得が総所得の過半を占める、または農業粗収益が200万円以上であって、青壮年の家族農業従事者がいること等の一定の要件を満たす個人 (法人) 農業売上高が総売上高の過半を占める、または農業売上高が1,000万円以上であって、常時従事者の構成員がいる法人
	2 認定新規就農者	青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた個人・法人
	3 その他	農業参入法人・集落営農組織等
資金のお使いみち	経営改善資金計画又は経営改善計画に基づいて行う農業経営の改善を図るために必要な資金	
	前向き投資	
	農地等	取得のほか、改良・造成も対象となります。 ※認定新規就農者の農地等取得の場合には融資限度額等の特例措置があります。
	施設・機械	農産物の生産、流通、加工、販売等に必要施設・機械などが対象となります。
	家畜・果樹等	購入費、新植・改植費用のほか、育成費も対象となります。
	利用料の一括支払い	農地の利用権を取得する場合における権利金などの一括支払いが対象となります。
	償還負担の軽減	
再建整備	農地等の取得・改良・造成や、農業経営に必要な資材・施設などの取得・設置のために生じた負債（制度資金等を除く。）の整理に必要な資金が対象となります。	
償還円滑化	既往借入金等の負債（制度資金、土地改良事業負担金など）に係る支払いの負担を軽減するために、経営改善計画期間中の当該負債の支払いに必要な資金が対象となります。	
ご融資条件	ご返済期間	25年以内（うち据置期間3年以内）
	融資限度額	1～3の範囲内でかつその合計額が個人1億5,000万円、法人・団体5億円以内 1. 前向き投資 負担額の80% 2. 再建整備 個人 1,000万円（特認1,750万円、特定2,500万円） 法人 4,000万円 3. 償還円滑化 経営改善計画期間中の5年間（特認の場合10年間）において支払われる既往借入金等に係る負債の各年の支払金の合計額に相当する額
	利率（年）	こちらをご覧ください
	担保・保証人	ご相談のうえ決めさせていただきます。

【引用元】 <https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/keieitaiikusei.html>

④ 農業近代化資

農業近代化資金の概要

【農業経営の改善に必要な長期かつ低利な資金の借入れ】

意欲と能力を持つ農業を営む者等に対して、経営改善に必要な施設資金等を都道府県等が融資機関に利子補給措置を講ずることにより長期かつ低利で融資します。

(仕組み：農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)に基づき昭和36年に創設)



(※) 認定農業者に対する特例措置のための補助金です。

1. 借入対象者

- ① 農業を営む者(認定農業者(※1)、認定新規就農者(※2)、主業農業者(※3)、目標地図に位置付けられた者(※4)、地域における継続的な農地利用を図る者(※5)、集落営農組織、農業を営む任意団体など)

※1 農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成し、市町村長等の認定を受けた者。

※2 農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成し、市町村長の認定を受けた者。

※3 農業所得が総所得の過半(法人にあっては、農業に係る売上高が総売上高の過半)を占めていること、又は農業租収益が200万円以上(法人にあっては1,000万円以上)等の者。

※4 農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた者。

※5 地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者。

- ② 農協、農協連合会

- ③ ①～②又は地方公共団体が主たる構成員・出資者になっている団体又は基本財産の過半を拠出している法人

2. 借入条件

(1) 資金使途

- ・畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得
- ・果樹その他の永年性植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成
- ・農地又は牧野の改良、造成又は復旧
- ・長期運転資金
- ・農村環境整備資金 など

- (2) 借入限度額：農業を営む者 個人18百万円(特認2億円)、法人・団体2億円
：農協等 15億円(大臣が承認した場合はその承認額)

- (3) 借入金利：1.00%(令和5年9月19日現在)

- (4) 償還期限：資金使途に応じ7～20年以内(うち据置2～7年以内)

- (5) 融資率：原則80%以内(認定農業者：100%以内)

- (6) その他：認定農業者が借り入れる場合には以下の特例があります。

〈認定農業者に対する特例〉

① 上図の利子助成(最大2%。以下同じ。)により、償還終了時(最長15年間)まで、償還期限に応じて0.45%～0.85%(スーパーL資金の貸付金利と同水準)での融資が受けられます。

② ①とは別に、規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に取り組む者であって、目標地図に位置付けられた等の認定農業者は、上図の利子助成により、貸付当初5年間実質無利子、その後償還終了時(最長15年間)まで、償還期限に応じてスーパーL資金の貸付金利と同水準での融資が受けられます(担い手経営発展支援金融対策事業)。

※ ①の限度額：個人18百万円、法人36百万円まで、②の限度額：2億円まで

①及び②ともに、農村給排水施設資金及び特定農家住宅資金は対象外。

3. 取扱融資機関

農協、信用農協連合会、農林中金、銀行、信用金庫、信用組合

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関(農協、銀行等)に必要書類(※)を提出

(最寄りの窓口機関が不明の場合は、都道府県の農業制度資金担当課又は普及指導センターに照会して下さい。)

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。

⑤ 農林水産業振興基金（8号資金）

新潟県報道資料



令和5年9月13日
農林水産部経営普及課
水産課

今夏の高温・渇水による被害を受けた農業者等の経営継続を支援するため、
低利資金を設定するとともに相談窓口を設置します。

今夏の高温・渇水に伴う農畜産物等の被害が発生しており、今後の経営への影響が懸念されることから、低利な資金の設定や相談窓口を設置し、被害を受けた農業者等の経営継続を支援します。

1 農林水産業振興基金（8号資金）

経営継続に必要な資金を融通する融資機関へ利子補給する市町村に補助します。

- (1) 貸付対象者 農林漁業を営む個人、法人又は団体で、高温・渇水被害による農作物等の販売金額（売上高）の減少が過去3か年の平均の販売金額（売上高）の100分の10以上であることが見込まれる者
- (2) 貸付限度額 600万円
- (3) 償還期限 7年以内（うち据置期間2年以内）
- (4) 貸付金利 0.35%以内
- (5) 融資枠 5億円

2 相談窓口の設置

県庁（農林水産部経営普及課、水産課）及び地域振興局農林水産（農業）振興部に相談窓口を設置します（別紙のとおり）。

【本件についての問い合わせ先】

農林水産業振興基金

経営普及課〔担当〕課長補佐 瀧澤（直通）025-280-5812（内線）3064

相談窓口の設置

経営普及課〔担当〕課長補佐 江口（直通）025-280-5813（内線）3071

水産課〔担当〕課長補佐 本間（直通）025-280-5977（内線）2979

【別紙】相談窓口の設置

1 実施内容

- (1) 農畜産物等被害についての相談全般
- (2) 当面の資金繰り等の経営相談
- (3) 農畜産物等についての技術相談

2 相談窓口設置期間等

(平日) 令和5年9月13日(水) から当分の間、8:30～17:15 まで

3 相談窓口設置場所

(1) 農業

- ① 県農林水産部経営普及課 電話番号 025 - 280 - 5302
- ② 地域振興局農林水産(農業)振興部(農業普及指導センター)

〔各地域振興局の相談窓口電話番号〕

村上	0254-53-8941	魚沼	025-792-6789
新発田	0254-26-1090	南魚沼	025-772-2946
新潟		十日町	025-757-5900
新潟	0250-24-9624	柏崎	0257-21-6260
巻	0256-72-0942	上越	025-526-9402
三条	0256-36-2257	糸魚川	025-553-1904
長岡	0258-38-2557	佐渡	0259-63-3185

(2) 水産業

農林水産部 水産課 電話番号：025-280-5311

4 その他

相談窓口の終期は今後の被害状況を踏まえて設定します。

⑥ 農業経営改善促進基金（スーパーS資金）

農業経営改善促進資金（スーパーS資金）の概要

【農業経営の改善に必要な短期運転資金の借入れ】

認定農業者に対して、計画に即して規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な低利運転資金を、農協系統等の民間金融機関を活用し、借りやすく返しやすい方式で融通します。

1. 借入対象者

認定農業者（※）

※ 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた者をいいます。

2. 借入条件

（1）資金の用途

- ・ 計画の達成に必要な運転資金一般（既往負債の借換えは含まない。）
（短期運転資金の例）
 - ・ 種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費
 - ・ 肉用素畜、中小家畜等の購入費
 - ・ 営農用施設・機械の修繕費
 - ・ 地代（賃借料）、営農用施設・機械のリース・レンタル料
 - ・ 市場開拓費、販売促進費 等

（2）借入条件等

①借入方式等

- （ア）極度借入方式（当座貸越又は手形貸付により極度額の範囲内で随時借入、随時返済）又は証書貸付
- （イ）利用期間は、原則として計画期間
- （ウ）極度額等については、原則として毎年見直し

②極度額等の上限

認定農業者：個人500万円、法人2千万円
（畜産・施設園芸については、それぞれ4倍）

③借入利率

変動金利制：（最新の金利については取扱融資機関にお問い合わせ下さい。）
（当座貸越方式をとる場合は、0.5%の範囲内で上乗せとなる。）

3. 取扱融資機関

農協、銀行、信用金庫、信用組合

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関（農協・銀行等・日本公庫）に必要書類（※）を提出（最寄りの窓口機関がご不明の場合は、都道府県の農業制度資金担当課又は普及指導センターに照会して下さい。）

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。

5. 問い合わせ先

最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センターなど

【引用元】 <https://www.maff.go.jp/j/keiei/kinyu/sikin/pdf/superspr.pdf>

(2) 制度資金以外の資金 (JAプロパー資金、民間金融機関の緊急融資)

① アグリマイティー資金

特徴	長期間のお借入れが可能で、農業分野に関する幅広い用途にご利用いただけるオールマイティーな資金です。
ご利用いただける方	個人 法人 団体
お使いみち	農業生産に直結する設備資金・運転資金 農産物の加工・流通・販売に関する設備資金・運転資金 地域の活性化・振興を支援するための設備資金・運転資金 農業者の再生可能エネルギー利用の取組みを支援するための発電・蓄電設備取得資金
お借入金額	必要金額の100%の範囲内
お借入期間	原則10年以内 (最長25年以内)
金利	JA所定の金利 (各JAにより異なります)
お借入負担軽減施策	利子補給 (条件あり)

② 担い手支援資金 (アグリV)

特徴	利子補給・保証料助成が適用されることで、農機具の購入や農地取得などに対し、低利でお借入れいただけます。
ご利用いただける方	JAが担い手と認定した組合員
お使いみち	・農畜産物の生産・加工・流通・販売などの農業経営に必要な設備資金および中・長期運転資金 ・農地取得および農地の借地料などの支払いに必要となる資金
お借入金額	100万円以上、2,000万円以内
お借入期間	1年以上20年以内
金利	JA所定の金利 (各JAにより異なります)
お借入負担軽減施策	利子補給 保証料助成 (条件あり)

③ 農機具ローン

特徴	農機具の購入などに必要な資金として、スピーディにご利用いただけます。 本体の取得に伴う付属品の購入や税金、共済金、登録費用などにもご利用いただけます。
ご利用いただける方	個人
お使いみち	農機具 (中古・付属品などを含む) の購入 ※他金融機関の農機具購入資金の借換えなども含みます。
お借入金額	1,800万円以内
お借入期間	1年以上10年以内
金利	JA所定の金利 (各JAにより異なります)
お借入負担軽減施策	利子補給 (条件あり)

④ サポートA

特徴	農業経営に必要な短期運転資金としてご利用いただけます。 極度額を設定した当座貸越方式により、随時、お借入・ご返済が可能です。
ご利用いただける方	個人 法人 団体
お使いみち	短期運転資金 (種苗代、肥料代、飼料代、素畜の購入費、機械の修繕費、地代、生産技術の研究費、市場開拓費など)
お借入金額	個人 1,000万円以内 法人・団体 3,000万円以内
お借入期間	1年以内 (以降1年ごとに更新)
金利	JA所定の金利 (各JAにより異なります)

【引用元】 https://www.jabank-niigata.or.jp/finance/ja_fund.html#anc02

⑤ 令和5年度猛暑影響緊急特別融資

「令和5年度猛暑影響緊急特別融資」

(1) 概要

商品名	令和5年度猛暑影響緊急特別融資		
対象のお客さま	猛暑の影響により資金繰り等に影響を受けた法人・個人事業主のお客さま		
ご融資金額	1取引先あたり1億円以内		
お使いみち	運転資金・設備資金		
ご融資期間	10年以内 (据置1年以内を含む)		
ご融資利率	融資期間	通常の場合	保証協会付の場合
	3年以内	1.300%以上	1.175%以上
	3年超7年以内	1.500%以上	1.375%以上
	7年超10年以内	1.700%以上	1.575%以上

(2) 取り扱い期間
2023年8月28日 (月) ~ 2023年10月31日 (火)

(3) 取り扱い店舗
全店舗 (出張所を除きます)

【引用元】 https://www.dhbk.co.jp/news/1201626_2128.html